

鈴鹿市立小中学校の施設を使用した場合の使用料について

1 使用料

【使用料】区分		使用料(1時間)
屋内運動場又は武道場	全面	300円
	半面	150円
会議室又は特別教室		100円

【使用料の加算】区分		使用料に加算 (1時間)
屋内運動場の冷暖房設備	全台使用	700円
	半分使用	350円

◆ 1時間に満たない使用時間は、1時間とみなします。

2 使用料の免除規定

区分	場合
屋内運動場、武道場、 会議室、特別教室	1 自治会、地域づくり協議会その他の地域的な市民活動を行う団体が学校施設を使用するとき。 2 構成員のうち身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が3分の2以上である団体が学校施設を使用するとき。 3 構成員のうち市内に在住する中学生以下の者が使用者の3分の2以上である団体が学校施設を使用するとき。
屋内運動場の冷暖房設備	1 自治会、地域づくり協議会その他の地域的な市民活動を行う団体が学校施設を使用するとき。

◆ 屋内運動場の冷暖房設備について、上記の1以外は、免除規定はありません。

3 その他

使用料に関しましては、御不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 学事保健G

TEL:059-382-7618 FAX:059-382-9054

E-mail:gakkokyoiku@city.suzuka.lg.jp